

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属 消防チーム

火薬類の消費者が行う保安教育の認可、変更認可

## 根拠条文

## 火薬類取締法第29条第5項

第1項から第3項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。

## 同法第29条1項

製造業者又は販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 同法第29条第2項（抜粋）

都道府県知事は、保安教育計画が前項の経済産業省令で定める保安教育の基準に適合していない認めるときは、同項の認可をしてはならない。

## 同法施行規則第67条の3

法第29条第1項の規定により製造業者、販売業者または消費者が認可を受けるべき保安教育計画は、保安教育の内容、方法及び時期について定めるものとする。

## 同法施行規則第67条の6

法第29条第4項の規定により保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、保安教育を受ける従業者の区分に従い、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。

一 幹部従業者及び保安関係従業者に対して施すべき保安教育の内容

イ 第67条の4第1項イからハまで、ト、チ及びヌに掲げること。

（以下省略）

## 審査基準

火薬類取締法第29条第2項の当該性の判断は、次に掲げるとおり。

平成12年3月30日付平成12・03・24立局第2号通商産業省環境立地局長通知記2による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます）

標準処理 期 間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機 関	期 間	機 関	消 防 チーム	
	期 間		期 間	8 日	